

船舶の放置行為に罰則が適用されます！

河川法施行令改正[平成26年4月1日]により、プレジャーボートの適正管理を推進するために、放置艇に関する禁止・罰則規定が設けられました。

【改正の概要】

- 船舶その他の河川管理者が指定したものを河川区域内の土地に**放置等することを禁止**
(河川法施行令第16条の4第1項第2号イ)
- 上記に違反した者に対して**罰則を適用**
罰則：**3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金**
(河川法施行令第59条第2号)

【放置等の禁止の適用】

江戸川河川事務所が管理する以下の河川において、**放置等の禁止対象物として、「船舶」を指定**

※船舶の例：モーターボート、クルーザーヨット、ディンギーヨット、ろかい船、水上オートバイ、はしけ、いかだ(漁業用は除く。)等

(平成27年3月27日指定、平成27年4月6日施行)

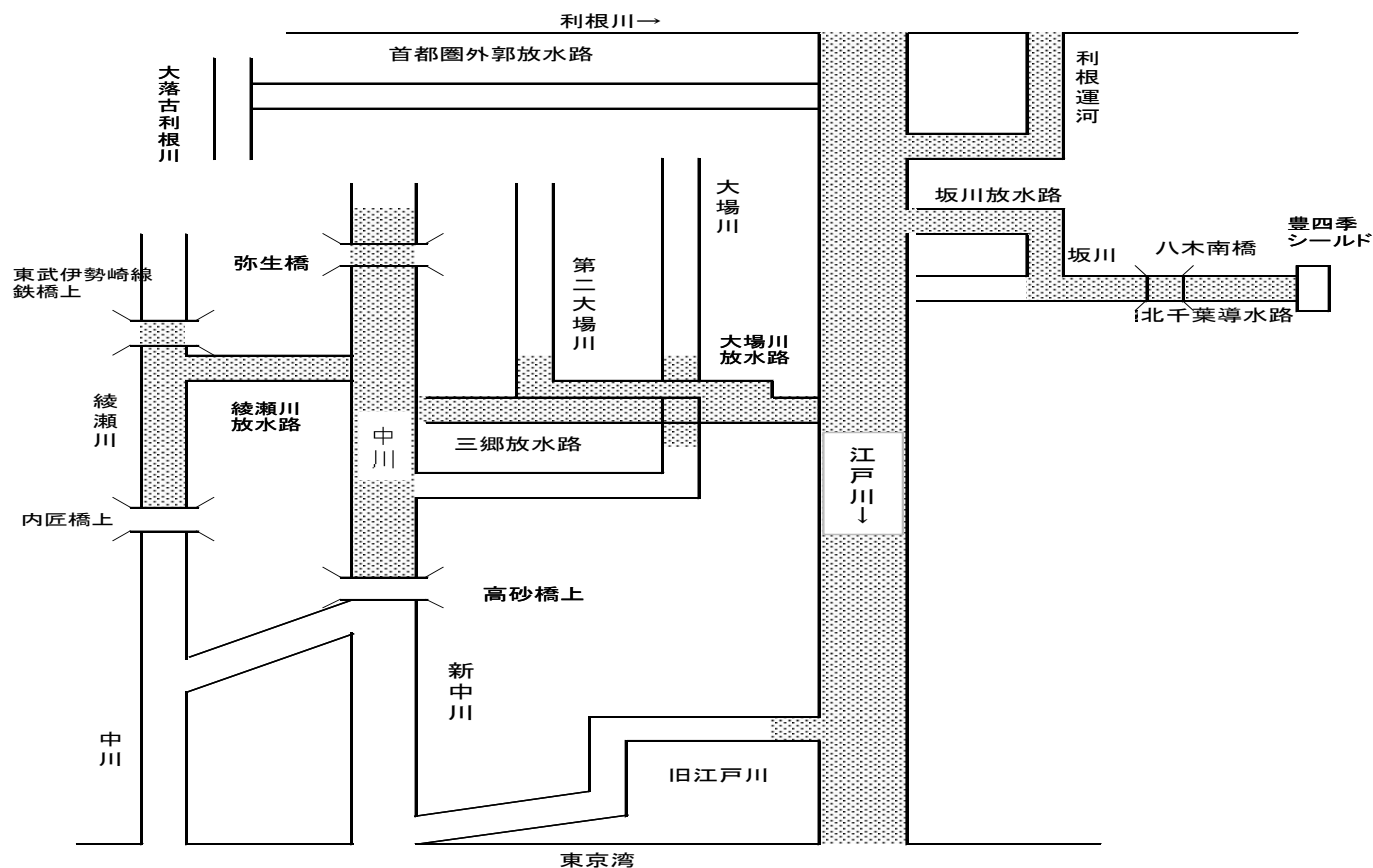
利根川水系 江戸川 旧江戸川 利根運河 坂川 坂川放水路
三郷放水路 大場川 第二大場川 大場川放水路 中川
綾瀬川 綾瀬川放水路

(平成27年4月10日指定、平成27年4月20日施行)

利根川水系 北千葉導水路

※河川の範囲の概要は裏面参照

国土交通省江戸川河川事務所
警視庁 千葉県警察
埼玉県警察 茨城県警察



今回指定河川

河川名称	区 域	
	上流端	下流端
北千葉導水路	豊四季シールド北端	八木南橋下
利根運河	利根川からの分派点	江戸川への合流点
江戸川	利根川からの分派点	海に至る
坂川	流山市野々下字後田633番の6地先の市道橋下流端	左岸: 松戸市小金字金の下672番の2地先
		右岸: 松戸市小金字金切1169番の4地先
坂川放水路	坂川からの分派点	江戸川への合流点
旧江戸川	江戸川からの分派点	左岸: 江戸川区東篠崎町地先の標杭
		右岸: 江戸川区東篠崎町276地先
中川	左岸: 松伏町大字下赤岩内膳堀内上1672-1地先	左岸: 葛飾区高砂町3-57地先
	右岸: 松伏町大字下赤岩字掛井堀中通1876-1地先	右岸: 葛飾区青戸町4-630地先
大場川	左岸: 三郷市新和2-383地先	左岸: 三郷市新和4-167-1地先
	右岸: 三郷市新和1-514-5地先	右岸: 三郷市新和3-128-1地先
大場川放水路	大場川からの分派点	三郷放水路への合流点
三郷放水路	中川からの分派点	江戸川への合流点
第二大場川	左岸: 三郷市新和1-572地先	大場川への合流点
	右岸: 三郷市八町堀字欠井堀83地先	
綾瀬川	左岸: 越谷市大字蒲生字山王3794地先	左岸: 足立区神明町15地先
	右岸: 草加市金明町1361-3地先	右岸: 足立区内匠本町3670地先
綾瀬川放水路	綾瀬川からの分派点	中川への合流点